

第2号様式

鹿児島県警察におけるサイバー警察人材活用プラットフォームの策定について (概要)

(令和4年6月30日 鹿サ対第28号ほか)

本通達は、鹿児島県警察におけるサイバー警察人材活用プラットフォームについて、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 本プラットフォームの目的、体制
- 制度概要、指定基準、指定方法

等である。